

**令和5年第2回七戸町議会定例会
会議録（第3号）**

令和5年6月6日（火） 午前10時10分 開議

○議事日程

- 日程第 1 報告第17号 専決処分事項の報告について
(令和5年度一般会計補正予算(第2号))
- 日程第 2 議案第53号 工事請負変更契約の締結について
(荒熊内地区公共駐車場整備工事の変更契約について)
- 日程第 3 議案第46号 令和5年度七戸町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 4 議案第47号 令和5年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第48号 令和5年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第49号 令和5年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第50号 令和5年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第51号 令和5年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第52号 令和5年度七戸町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第54号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第55号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 議案第56号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第57号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第58号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第59号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第60号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第61号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第62号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- いて
- 日程第19 議案第63号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 議案第64号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 議案第65号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 議案第66号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第23 議案第67号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第24 議案第68号 七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第25 報告第18号 令和4年度七戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第26 報告第19号 令和4年度七戸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第27 報告第20号 令和4年度七戸町公共水道事業特別会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第28 陳情第3号 国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書
- 日程第29 発議第6号 水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出について
- 日程第30 発議第7号 庁舎移転建設の計画化について慎重審議を求める件
- 日程第31 発議第8号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書の提出について
- 追加日程第1 議案第69号 工事請負契約の締結について
(旧七戸老人福祉センター解体工事)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	附田俊仁君	副議長	15番	岡村茂雄君
	1番	藤井夏子君		2番	中野正章君
	3番	山本泰二君		4番	向中野幸八君

5番	二ツ森 英 樹 君	6番	小 坂 義 貞 君
7番	澤 田 公 勇 君	8番	工 藤 章 君
9番	宥 清 悦 君	10番	佐々木 寿 夫 君
11番	瀬 川 左 一 君	12番	田 嶋 輝 雄 君
13番	三 上 正 二 君	14番	田 島 政 義 君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	小 又 勉 君	副 町 長	高 坂 信 一 君
総 務 課 長	仁 和 圭 昭 君	支 所 長 (兼庶務課長)	相 馬 和 徳 君
企画調整課長	金 見 勝 弘 君	財 政 課 長	附 田 敬 吾 君
税 務 課 長	西 野 勝 夫 君	町 民 課 長	高 田 博 範 君
保健福祉課長補佐	大沢田 慎 一 君	介護高齢課長	三 上 義 也 君
こどもみらい課長	佐々木 和 博 君	会 計 管 理 者 (兼会計課長)	高 田 美由紀 君
農 林 課 長	原 子 保 幸 君	建 設 課 長	鳥谷部 勉 君
商工観光課長	鳥谷部 慎一郎 君	上下水道課長	町 屋 淳 一 君
教 育 長	附 田 道 大 君	学 務 課 長	附 田 良 亮 君
生涯学習課長 (兼中央公民館長・南公民館長・中央図書館長)	田 中 健 一 君	世界遺産対策室長	鳥谷部 伸 一 君
農業委員会会長	天 間 俊 一 君	農業委員会事務局長	田 村 教 男 君
代表監査委員	吉 川 正 純 君	監査委員事務局長	澤 山 晶 男 君
選挙管理委員会委員長	新 館 文 夫 君	選挙管理委員会事務局長	仁 和 圭 昭 君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	澤 山 晶 男 君	事 務 局 次 長	中 村 大 樹 君
---------	-----------	-----------	-----------

○会議を傍聴した者（6名）

○会議の経過

○開議宣告

- 議長（附田俊仁君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。
したがって、令和5年第2回七戸町議会定例会は成立いたしました。
議長において作成しました議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
これより、6月2日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。
-

○日程第1 報告第17号

- 議長（附田俊仁君） 日程第1 報告第17号専決処分事項の報告について（令和5年度七戸町一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（附田俊仁君） 質疑はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第17号は、原案のとおり承認されました。

○日程第2 議案第53号

- 議長（附田俊仁君） 日程第2 議案第53号工事請負変更契約の締結について（荒熊内地区公共駐車場整備工事）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

9番議員。

- 9番（呷 清悦君） 前にも質問したことがありますけれども、ここの道路というのは、自分が考えるには町道として時速40キロ50キロで走る必要がない道路ではないかという発言をしましたがけれども、その考えには全く変更がないのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 建設課長。

○建設課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

今の議案は駐車場ですので、ここの道路というものはちょっと関係ございませんけれども、前にお話ししましたこの町道については、スピード制限等については警察と公安等と協議して、こちらから、もしそれ以下のスピードでということになれば、お願いする形になるかと思えます。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 14番議員。

○14番（田島政義君） たまたま、道路の問題が出たのでちょっと建設課長に聞きたいのですが、ちょうど道の駅から真っすぐストレートに来る、道路が前は区画整理事業でいろいろもんで、土地の持ち主に、私たちの区画整理外れたほうも道路を引っ込めて協力してもらったのですが、たまたま私の個人的なことなのですが、息子のところまではそういうふうに協力してもらって対面は幅広いのですよ、分かるとおり。隣から2間、道路が狭くなって体育館の今のアリーナの前にいくわけですよ。ですから、冬も常に町に迷惑をかけるのですが、町も結局困る。除雪をしていて、広い道路で来て細くなるから、そっこの息子のところの塀を壊したりするわけだ。これも町が直してくれているのですが、今、工事の車両、ダンプがどんどん走ります。片方はすごく狭いから、来るの。それでまた広くなるから、できれば2間のあれも、真っすぐいくように、町のほうで改修して、何とかならないかと、あれ、買わなくてはならないのです。今までのほうは、無償で土地を提供してもらっていた手前、いろいろとあると言うのですが、今はもう何年もたっていますから、当然、町が変わって、オープン前に、今、メイン道路みたいに真っすぐ来ますから、それでぐっと狭くなるわけですから、何としても、それに……（発言する者あり）。いえいえ、道路のあれだから、ちょうど荒熊内開発だから、関連で。その辺を検討、お願いですから、検討していただきたいと思いますが。町長、どうです。

○議長（附田俊仁君） 休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時17分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

ほかにございますか。

9番議員。

○9番（听 清悦君） 先ほど、道路のことを聞いたのですけれども、なぜかという、前にも言ったとおり、料金の取り方で、ここの道路というものが、町道として整備しないと、今現在すごく不便を強いられている町民がいるのかという、特段ここの道路がなくても困る町民がいないのと、自分がここの道路の使い道を、施設を使う以外で通る目的といったときには、前にもお話ししたとおり、信号が赤になりそうなときに、ここに信号がなければ、信号の待ち時間を節約するために通れるぐらいの使い道しか思い浮かばないの

ですけれども。結局、今はこの料金の取り方が一般の車両も普通に通れるようにするために利用者だけが駐車場に止める前提で今図面にある場所に設置するという考え方ではないのかなと思っています。

ですから、私は道路はどうあるべきかということと、それによって料金の取り方も一旦全員から取って、職員には後で返すような方法でもあるのではないのかと提案しましたが、私はそれが一番ベストだと思っているので、これには賛成できません。以上です。

結局、料金の取り方もこの図面のとおりの考えで、前のとおりで変更がないということですね。そこを確認します。

○議長（附田俊仁君） 商工観光課長。

○商工観光課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

こちらの駐車場整備につきましては、駅の利用者をまず前提に駐車場を整備するという事で決定しております。1回当たり、今のところ200円、日にちに関係なく料金を徴収するという計画にしておりますので、現在の計画から変更する予定はございません。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（所 清悦君） とりあえず、今、新幹線の利用者を想定してということですが、アリーナができれば、アリーナのほうの駐車場が埋まっていれば、こっちにも止めることが可能になるような考えだとは思いますが、将来的に、ここに公共施設も張りついたりといったことを考えた場合に、もうこの道路は私は構内の道路という位置づけで、大きい入り口両方2か所にも一旦200円徴収して、もらう必要がない人には後で返すということが一番料金を徴収する機械の維持管理費とか設置費も考えれば、一番合理的ではないのかなと思っていますということと、いちいち、無料の駐車場のほうに誰かこっそり止めていないかということを一いち見回るほうが大変だと思っていますので、私は私の考えがベストだと思っているので、そうではない案が出てきても、ちょっと賛成はできないので、質問しても回答は同じだと思うので、私の意見を述べて終わります。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

14番議員。

○14番（田島政義君） 課長。ずっと止めていると、前、駅前のときに、それで長期滞在で困ったことがあるわけです。今、体育館のほうで、長期の人はみんな体育館のほうに来るわけだ、アリーナのほうに。だから、それは、何日もいるのに200円ということはやはり駄目だと思いますよ。

○議長（附田俊仁君） 商工観光課長。

○商工観光課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

すみません。私の説明が不足しておりました。

一応、看板のほうにも、まだはっきりと日数は決まっておりませんが、例えば、7日以

上の駐車は御遠慮くださいとか、そういった形で、まず内規的なものは作っていききたいというふうに考えております。また、ある程度長期の放置される車両等が予想されますので、そこはこまめに職員等で見て回りまして、そういった長期駐車車両がないように見回り等をしていききたいと思っております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 田島議員と同じ意見なのですが、なぜ1週間なの。東京行って、長くて2泊3日なのだよ。それに別の無料駐車場もある。とにかく、長く置くという形では、逆に迷惑がかかるのだよ。だから、1日か2日で1回200円、それは200円でもいいのだよ。そういうふうにして考えて、1週間は長すぎると思うよ。どうせ、後で検討するとしても、その辺も含めて、どこをターゲットに合わせるのか。確かに、この1日1回、これもちょっと無理だと思うけれども、その辺をもう少し検討してみたほうがいいのかと思うよ。1週間は、俺は長すぎると思う。

○議長（附田俊仁君） 要望でよろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑はありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

○日程第3 議案第46号

○議長（附田俊仁君） 日程第3 議案第46号令和5年度七戸町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。8ページから9ページまで。歳入全般について発言を許します。

12番議員。

○12番（田嶋輝雄君） 9ページの17款2目、この内容についてお聞きしますけれども、特に指定と付いているものが、どういう意味かもまた含めてお願いいたします。

○議長（附田俊仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） お答えいたします。

2目の指定寄附金についてでございますが、この指定寄附金というものは目的を定められた寄附金となります。今回の場合に関しては、中部上北広域事業組合で実施しております八幡岳放牧場での植林事業に対してでございます。2041年度までの20年間に及び年間100万円が寄附されることとなっております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

13番。

○13番（三上正二君） 8ページの17款の一般寄附金という形で企業版ふるさと納税1,000万円とあるのですけれども、これをちょっと中身のほうを教えてくださいませんか。

○議長（附田俊仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） お答えいたします。

こちらの一般寄附金に関しては、国が進めている企業版ふるさと納税、現在数社からいただいておりますが、その中で今回計上しておりますものは、七戸高校の魅力化、青少年の健全育成、七戸高校の魅力化に役立ててほしいということで、日本再生可能エネルギー株式会社、駅の北側のほうに七戸支社がありますが、そちらから頂いた寄附金でございます。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に歳出に入ります。

10ページ1款1項1目議会費から、14ページ2款5項1目統計調査総務費まで発言を許します。

8番議員。

○8番（工藤 章君） 12ページ17目ですね。荒熊内地区開発事業に関連いたしました。今般の議会において、中野議員より新庁舎建設財源に関しての基金の状況、財政シミュレーション等が、情報の提供が不十分なためと、こういう指摘をされておりました。併せて、町民への説明もきちんとやってほしいと、こういう要望も出されました。

そこで、中野議員の発言を聞いていて、私もなるほどなと思いました。確かに、財政シミュレーションを理解するにはなかなか難しいところもあって、私のようなカボチャの頭ではなかなかできないということもあって、特にお願いしたいことは、やはり、住民に説明する場合は、財政シミュレーションは難しいですので、きちんと分かりやすく丁寧に説明をされることを、まずお願いしたい。

それから、あわせて、広域での市町村合併について、これも指摘されましたが、町長は

その考えはないと、こういう答弁でございました。この件について、二つの件について町長から改めて確認したい。

まず、在任中は少なくとも町長の責任において、新庁舎建設は従来どおり進めていくという一つの不退転の決意と、改めて、広域合併については、何らやる考えはないと、この二つについて、考えを述べていただきたい。以上です。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

まず、新庁舎の建設ですけれども、この庁舎は令和15年、これも耐用年数、そこでもう終わりということなのです。本当、そんなにもう倒れるのと、倒壊するのという疑問はありますけれども、いわゆる躯体調査をやった結果において、そこがもう限界、それで耐用年数。で、コンクリート自体をいわゆる強化する技術、これは今のところないということでもありますから、しかも本庁舎ですから、防災機能も全て入っているということで、そこに向けて今あと10年しかないわけです。ですから、いろいろ準備を進めているという段階です。ですから、建設を前提にしたそういう準備行為ということで、今やっていると。私も任期というものがありますから、いついつ建てるということは、これ断言できませんが、とにかく、そこまでのうちに新庁舎は建てなければならないということで、今準備を進めている段階です。

それから、新たな広域合併ということですが、当時、平成の大合併のときはいろいろな、いわゆるあめの部分、いわゆる合併特例債であるとか様々ありました。ですから、それに沿って合併を進めたわけですけれども、これからの合併は一切そういうものはもちろんないと、財政的に有利性はないということでもあります。そして、合併後、今18年目になりますけれども、約10年間は両方の町政であるとか、非常に私苦勞した経験があります。ようやく、大体軌道に乗ってきたかなと。一体感というものは、まず出てきたというふうに思いますが、今また改めて合併というと、しからば相手はどこなのよと。十和田市か、あるいはまた、今までに駄目になった東北町か、そういうこともありますけれども、それぞれ、それに向けては大変なエネルギーを使うということになります。ですから、今のところ、私自身は、新たな広域的な合併というものは考えていないということでもあります。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） なければ、次に14ページ3款1項1目社会福祉総務費から、19ページ6款2項1目林業振興費まで発言を許します。

9番議員。

○9番（所 清悦君） 16、17ページにあります4款衛生費の1項3目予防費の中に、ワクチン接種に関する事業が書かれていますけれども。中部のことでも質問しましたがけれども、令和3年救急車の出動台数が千二百数十件に対して、令和4年が千四百何十件

と1割ぐらい逆に救急車の出動件数が増えていることが、ホームページを見て分かるのですけれども、やはり、厚生労働省も発表しているように超過死亡数が増えているということと、私の周りでも、いろいろワクチン接種をしてから体調不良、带状疱疹だという人も見えているのと、この前、若くても亡くなった人が車の運転事故でひっくり返って亡くなったというものもあったのですけれども。現場を見に行ったら直線道路から、そのまま緩い右カーブ、真っすぐ突っ込んでしまったというものもあって、運転中に何らかの症状があって亡くなったのかなということ。私はコロナが感染した当時から、これについてはいろいろ、製薬会社の利権だ何だかんだ、いろいろ発言しましたがけれども……。

○議長（附田俊仁君） 9番議員、簡潔にお願いします。

○9番（所 清悦君） そういう経緯で心配していたことが現実には起こっているのを見たときに、もうそろそろというか、厚生労働省の発表していることでも、これは問題だと思っておりますけれども、担当課のほうにそういった情報が入ってきているのか、あるいは積極的にワクチン接種した後に体調不良になっている人だとか、町内にいるかどうかということ積極的に情報収集しているのかということ伺います。

○議長（附田俊仁君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（大沢田慎一君） お答えします。

保健福祉課においてワクチン接種を遂行しておりますけれども、この間に、健康被害の御相談とかはあります。その中で、昨年度1回、健康被害調査を行っております。件数は3件であります。以上であります。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

6番議員。

○6番（小坂義貞君） 18ページの6款5目農業総務費の14節工事請負費。

これに、農業施設・加工研修センター工事ということで三百十何万円入っています。この場所はどの辺ですか、お願いします。

○議長（附田俊仁君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

この場所につきましては、ローズカントリーの中にありますビニールハウスの補修工事、要はカントリーの中にハウスが6棟あるのですが、そのハウスが劣化して冬の間、春になったら穴が空いているということで、それを補修するという工事でございます。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 6番議員。

○6番（小坂義貞君） 多分これは、貸出しというか、管理者、多分貸している施設だと思っておりますけれども、これは相手から工事費とかそういうものは負担なしで、全部町の負担ですか。

○議長（附田俊仁君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

ハウスそのものについては町で全部管理しておりますので、町で行うということにしてありますが、雪害ということで保険対応になるかということ、今そちらのほうで対応できるかという部分で協議してございます。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

13番議員。

○13番（三上正二君） 19ページの6款になるのかな。前に、林道とか山のほうにある橋梁って橋っていうのかな。それを、悪くても、3トンとか4トンしか通れないとか、いろいろな規制の看板がついているところがいっぱいあるわけです。そのときに、これからすぐに全部やれないけれども、随時計画的にこういうふうにしてやりますという話を聞いたことがあるのですけれども、それが今、進捗状況とかそういうものは計画はどのような形になっているのですか。

議長、質問内容をちょっと変える。そのほうが答弁しやすいだろうから。

今聞かれても、どこがどうだということはなかなか答えられないと思うのですよ。けれども、今言いたいのは、全体度がシャカんだかニゴシャカんだか分からないのだよ。そうではなくて、それが今、着工しているとか、そういう計画の段階なのか、それともただ計画とか何もなくて、計画はあったけれども、さあ、いつのことやらという状況なのか。それだけぐらい教えてください。

○議長（附田俊仁君） 農道、林道について農林課長から。あと、町道について建設課長のほうから、おのおの答弁をお願いします。

建設課長。

○建設課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

町道等についての架線については、長寿命化計画を作っておりますして、それに付随して随時予算の範囲内でございますけれども、毎年二つから三つ長寿命化を図っております。

これに遅れること林道とか農道についても、長寿命化計画を策定しなさいということになってきまして、今その計画を策定して、これから維持修繕、長寿命化を図ることになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に19ページ7款1項1目商工総務費から24ページ13款1項5目農業集落排水事業特別会計繰出金まで発言を許します。

9番議員。

○9番（呷 清悦君） 20ページ7款1項3目12節の中に委託料、乗馬体験業務委託料とありますが、具体的にどういった内容で計画しているのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 商工観光課長。

○商工観光課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

まず、七戸町が馬の町ということで、観光事業として馬を活用した事業を何年か前からいろいろ検討しておりました。今回、馬、また馬の馬術等をする際に綱を引く方とか資格を持った方、そういった方が見つけれられましたので、年間2回の予定で町民を対象として、また観光客等もできるような場所。まず1回目はNAMIKIさんですね、金子ファームさんのところで7月の下旬に1回実施する予定としております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（所 清悦君） 馬に着目して、そういった事業を考えているということは大変いいことだと思います。たまたま、そういった馬のことに詳しい人から話を聞く機会があって、やはり、馬を引く人が結構たくさん人が来ると大変だという話と、それが1周ぐるっと回るようなやり方だと、結構そこが負担が減るという話も聞いたりしました。それから、あとは、直線距離で200メートルあれば、流鏑馬もできるという話もあったりして、結構いろいろやり方があるのだなと思いました。

そのときに乗馬体験というものも、将来的に例えば、ふるさと納税の商品のように、乗馬体験をする券みたいなものも可能ではないかなと思いましたけれども、将来そういったところも考えているのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 商工観光課長。

○商工観光課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

今回の事業実施に当たっての財源といたしましては、県の補助金を3年間活用して行う予定としております。その後、まず補助金等が使用できなくなった場合には、またこの事業のほうを効果的に継続していけるかどうかというところを、この3年間でいろいろ実証をしていきまして、好評であれば3年後も続けるという方向で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） 同じ馬のところですけども、かだれ田舎体験というところで、もう10年ぐらい前になりますけれども、乗馬体験とか冬の馬そりとか、そういうものをやっていました。それは十和田の乗馬クラブ、あちらのほうがかなり歴史が古いので、あちらから馬を持ってきたりするのに、それなりに予算もかかったのですけれども。そういうものを、なかなか、やはり人を見つける、人を育てるということは大変だと思います。十和田はかなり古くからやっているの、かなりいると、団体も三つぐらいあるということらしいのですけれども、町で独自でということはどうなるか分かりませんが、そちらを参考にしながらやっていただきたいと思います。それだけです。

○議長（附田俊仁君） 要望ですか。

ほかにございますか。

6 番議員。

○6 番（小坂義貞君） 23 ページ。教育費の 8 目の二ツ森貝塚改修工事に関連してですが、今現在、旧グラウンドで、グラウンドを今、草とかそういう雑草を人で刈っている姿がしょっちゅう、草が生えれば、すぐ整備していると伺っていますけれども。私、たまたまというか、しょっちゅう通るのですけれども、かなりの人件費がかかっているのかなと私は見ている感じで。あれを少し、芝刈り機とかそういう機械とかで、そういうことをやって、要は芝みたいな感じで草を伸ばして、そういうふうな、今、人で何人か刈っているのですけれども、そういう改良する考えはないですかね。担当課長。

○議長（附田俊仁君） 世界遺産対策室長。

○世界遺産対策室長（鳥谷部伸一君） お答えいたします。

今、小坂議員が言ったようにグラウンドは人で今刈っております。今年度、常用の草刈り機でちょっと試してみようと思っております。ただ、グラウンド、今ちょっと平たんに見えるのですけれども、それもちょっと刃の高さを調整して、刃に負担のかからないようにやれば、どの程度の草が刈れることができるか。それはちょっと今年度やろうと思っております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 6 番議員。

○6 番（小坂義貞君） 人件費もかかるし、暑くもなれば、暑さ対策も大変だから、なるべく機械でやったほうが、それを要望しておきます。以上です。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

13 番議員。

○13 番（三上正二君） 聞きたいのですけれども、先般の一般質問でも 3 番山本泰二君が公営塾の質問をしていました。それから先ほど、私が聞いた企業版ふるさと納税も規定で公営塾という形になれば。教育長、なかなか、こういう形の中で、それだけに指定してくるということは、なかなかないことだと思うのですけれども、これは何か、もっとアピールするか、どうかして形でやる。この七高の存続もかかっていますので、そういう何か考え方とかそういうものは、せっかくそういうふうな形も来ているのですから、要するに関心があるということですよ。それについて、どういうふうな施策で、もしありましたら。難しいな。

○議長（附田俊仁君） 教育長。

○教育長（附田道大君） 三上議員の御質問にお答えします。

そういう財源の問題については最初るときからスタートから結構苦労した中で進んでいるわけです。今現在の計画は 5 年間ということで、国のほうの地域創生ですか。そちらのほうからも、いろいろな形でそれらを活用して進めております。そのずっとそれからの将来的なこととか、そういうことを考えた場合においては、何らかの手立てを考えていかなければならないということは重々承知です。これに関しては、今後については、皆さんの

お知恵を出していただきまして、前向きに何らかいい方法を考えていかなければならないのかなというふうに思っております。今はそんな感じですけども、後から三上議員のお知恵を拝借したいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 今まで初めてなのですよね、公営塾で指定して、こういうもの。ただ額も1,000万円という形ですから。そうなると、年間で、たしか、町のほうでは三千何百万円か1年間の予算をつけているはずですよ。そのうちの半分が交付金から来ているのかな。そういう形で、町の持ち出しは1,500万円か、六、七百万円ですよ。とすれば、町に入ったのでは、その分の千五、六百万円のうちの1,000万円は寄附金で賄えるということですよ。だから、これはそれだけの関心があるということだから、これ何らかの弾みをつけて、こういうふうにして、何らかの形をしてもらえたらなと思えます。要望で終わります。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

8番議員。

○8番（工藤 章君） 今、三上さんの意見に関連しますけれども、公営塾に関しては私、今あまり知らないで、資料をもらって見たのですけれども、その中で、学務に関しては一生懸命やっていると。一つ資料の中にあつたかどうかまだ分らなかったのですけれども、生徒さん、塾生に関して、会話力とか、対話力といいますか、あるいは思考力、そういう面も育て得るといふ、一つの活動報告があつたのかなかつたのか。もしもなかつたとすれば、そういうことに取り組むという考えが必要かと思うのですが、それについてはいかがですか。

○議長（附田俊仁君） 教育長。

○教育長（附田道大君） 工藤議員の御質問にお答えします。

公営塾というものは、ただ勉強することだけではなくて、地域の企業の方々の御意見等も講演において聞いて、子供たちを育てていくということになります。いろいろな町の、例えば最近であれば、てっちゃんの店ございますね。あそこの社長さんが公営塾に来て、お話をしてくれるということでもあります。いろいろな施設等の方々をお呼びして、そして地域にはこういう企業等もあるんだよということをお子たちに知らしめて、そしてこういう活動もあるよ、そして、あなたのこれからの将来にもこういう考え方もあるんだよということで、そういう面に関しては非常に気をつけながら、公営塾は運営しております。よろしいでしょうか。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

12番議員。

○12番（田嶋輝雄君） 歳入歳出全般にわたつてということでもありますけれども、直接

的な科目がないので、関連の中で話をさせていただきたいと思います。

まず、中部上北の情報、なかなか私たちも知り得ない。だけれども、5月の広報の中で、このような御紹介がありました。第3期中部上北最終処分場整備事業の縦覧と住民説明のお知らせということで御紹介ありましたけれども、私自身もなかなか、この説明というものを本来ならば5月26日に説明会があったのですけれども、私もそこに行きませんでしたので、大変申し訳ないのですけれども、できる範囲内の中で、説明できる範囲内の中で御紹介いただければありがたいと思いますけれども。よろしくお願いします。

○議長（附田俊仁君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（大沢田慎一君） お答えいたします。

今現在、第3期中部上北最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書というものが縦覧されております。場所は企画調整課の前に、こういう冊子が置かれております。この説明会につきましてでありますけれども、主催は中部上北事業組合のほうで実施しております。伺ったところ、5月25日26日の両日、東北町の清掃センターで住民説明会を2度開催しているそうです。これに関しての出席者については1名あったというふうに伺っております。以上です。

○議長（附田俊仁君） 12番議員。

○12番（田嶋輝雄君） これで終わりますけれども、一応私、中身分からしないで、漠然とした質問で申し訳ないのですけれども、50億円かかるとか40億円かかるとか、こういう形になれば、我々も様々な予算のほうに影響してきますが、そののところはどういうふうになっているかということも含めて、町長お願いします。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 田嶋議員の御質問にお答えいたします。

現在、1期2期とあるのですけれども、2期目の場所に埋め立てをしているということでありまして、あと4年後に、これがもう満杯になると。しからば、もう捨てる場所がなくなるよと。ですから、幾らか延命化を図るためにいわゆる建築廃材であるとか、そういったものは民間の業者に、何でもかんでも受けていたものを、今度は改正をして、何ぼでも長くもたせるといふことにしております。今、今度3期目になりますけれども、環境影響評価調査というものを今やっております。これはもう全て調査しないと、特に一番心配なことが排水なのですよ、浸透していつて。そこにはそれ相応の浄化槽を作って有害物質を垂れ流さないということでお金も非常にかかりますし、当初はいわゆるおっしゃったとおり、約9,000平米、9反歩ですね、その場所を3期目に一応予定して、当初は50億円ぐらいかかるでしょうと、用地買収であるとか、あるいはまた、そういった様々ないわゆる公害防止対策、これをやるということですが、今最終的に大体28億円ぐらいで済むのではないかと。ぐっと金額的にも少なくなりました。これをやらないと、もう受入れできない。もう4年後にも満杯ということになりますから、あと4年4年と実はこうずっと続いてきましたが、最初に捨てたものが腐って落ちてくると、ですから、やはり埋め

立てる容量が減らないということもありましたが、いよいよもって、脇をかき上げて、何ほども入るようにいたしました。だけれども、50億円はかからないということで、27億円で、いわゆる環境アセス、そういったものを含めて約29億円ぐらい、それぐらいかかるのではないかとということでもあります。これから、ある程度規制をして、そして、何ほどもごみ自体はあまり出さないようお願いをしたいと。それから、そういう大きいものは民間のいわゆる処理業者のほうへ持っていつてもらおうということで、幾らでもお金をかけないように、そしてそういった方向で今進めております。でも、ぐっと少なくなりましたので、ある程度負担額も少なくなるというふうに思っております。

○議長（附田俊仁君） 11番議員。

○11番（瀬川左一君） すみません。全般にわたってということで20ページでちょっと聞きたいことを逃したのだけれども。7節の観光の中で、町営スキー場ペアリフトの柱の塗装ということで、これには何年ぐらいたって、耐用年数があとどれぐらいあるのかもお願いします。

○議長（附田俊仁君） 商工観光課長。

○商工観光課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

すみません。何年経過したとかいうことは、ちょっと今手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 11番議員。

○11番（瀬川左一君） この関連の中で、町営スキー場のことなのだけれども、そのスキー場のゲレンデが非常に下のほうに水田があるために乗って来ると、急に田んぼの中に止まってしまうということで、いろいろな形の中で、あのゲレンデが、田んぼ、今の道路のほうまで滑らかにしていただきたいというような意見がたくさん私のほうにもあったものだから、それについても要望があったのか、やるという考えはあるのかもお聞きいたします。

○議長（附田俊仁君） 商工観光課長。

○商工観光課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

今までもスキー場の改修等は利用者の要望等をできるだけ受け入れて予算的に確保できれば改修できるところはしてきました。今回の水田のところとスキー場のところの傾斜をうまくできないかという御質問かと思うのですけれども、やはり、民地の田んぼということで、なかなか難しいところがございますが、できる限り、利用者の利便性ということを考えて、できるかどうかということにははっきり申し上げられませんが、利便性を考えて改修できるところは改修していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 11番議員。

○11番（瀬川左一君） 非常にゲレンデそのものが急に止まってしまうということで、

田んぼの人はそういうことで役場で必要であれば譲ってもいいと、うちの村の人なのだけれども、そういうふうには滑らかさを、使いやすいようにしていただきたいということで、私のほうから要望で終わらせていただきます。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

13番議員。

○13番（三上正二君） 今の話なのだけれども、今までは、あそこは田んぼだから、民地だから駄目ですよという答弁できたのだよ。だけれども、今の要するに売ってもいいということだから、そうなればできるのかできないのか。そういうふうなのだよ。

結局、今まではできませんよと、下が田んぼで民地だから手をつけられないと、ずっと流れとしてきたのだよ。確かに流れとしてはあった。これ、田んぼ危ないからっていうので、一緒に直してもいいというのだ。だけれども、今は、その地主の人が売ってもいいということになれば、これ、課長でない、町長だ。そうなれば、買って直すの、直さないの、どっちが……。やるのだったら、やるのでいい。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

だいぶ前に、何か買収するという、もちろん合併前ですけども、そういうお話も伺っていましたが、その後、ちょっとそれが不調になっているということで、そのまま田んぼで使っていましたが、実はあそこは、買ってくれという要望、スキークラブとか、あるいはまた一般の人からも実は要望が上がっております。そして、売ってもいいというお話も聞いています。あるいは、また代替地が欲しいという具体的なお話も伺っております。そのこの辺り、いろいろと調査をしながら、あそこはクロスカントリーでも使っているのです、あの田んぼ。ただ、あの道路のほうまでずっと走っていくと、今度リフトに乗るために今度ちょっと不便ですから歩かなければなりませんので、そのこの辺りはスキーヤーは上手にリフトに向かっていくと思いますけれども、それは買って、やはり利便性を高めるという方向で今後前向きに検討します。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

ここでトイレ休憩。10分ほど。11時15分まで。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

先ほどの答弁について、商工観光課長より答弁漏れがありますので、商工観光課長。

○商工観光課長（鳥谷部慎一郎君） 先ほどの、瀬川議員の御質問にお答えいたします。

スキー場のリフトの支柱についてですが、現在の支柱に更新したのは平成16年ということになります。塗装工事につきましては、今回が初めての塗装ということになります。

なお、耐用年数につきましては、支柱につきましては太さ等にもよりますけれども、スキー場を管理しているそういった事業者によりますと、30年から40年ということですので。また、それに付随した部品等は耐用年数15年ということになっておりますので、そういった時期にきちんと点検等をして、必要な改修等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○日程第4 議案第47号

○議長（附田俊仁君） 日程第4 議案第47号令和5年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第48号

○議長（附田俊仁君） 日程第5 議案第48号令和5年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第49号

○議長(附田俊仁君) 日程第6 議案第49号令和5年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第50号

○議長(附田俊仁君) 日程第7 議案第50号令和5年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第51号

○議長（附田俊仁君） 日程第8 議案第51号令和5年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第52号

○議長（附田俊仁君） 日程第9 議案第52号令和5年度七戸町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

13番議員。

○13番（三上正二君） 前の、去年だか、給水口っていうのかな。工事したのものもある

し、それから民家とそういうもの、いつも随時更新していて、その状況をちょっとだけでいいから、簡単でいいから教えていただければ。分かるかな。

○議長（附田俊仁君） 上下水道課長。

○上下水道課長（町屋淳一君） お答えいたします。

昨年度、経営の計画を策定しました中の結果でいきますと、町内の管路の延長は約280キロメートルでございます。そのうち、今後更新が必要な管の長さにつきましては、約38キロメートル。これは石綿管等全て含めた形になります。なお、5年前の経営戦略での計画は約43キロだったかと記憶しておりますので、5年前に比べまして、約5キロ程度でございますが、改修については進捗しているという状況でございます。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） いつごろで大体みんな終わるのよ。

○議長（附田俊仁君） 上下水道課長。

○上下水道課長（町屋淳一君） 管路につきましては、約耐用年数40年、50年とございますので、順次管路というものが古くなってきますと更新しなければならないということですので、この先もずっと管路改修は進んでいくことになります。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑はありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第54号

○議長（附田俊仁君） 日程第10 議案第54号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第54号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
暫時休憩します。

天間俊一農業委員会会長は退席をお願いいたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時24分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第11 議案第55号

○議長（附田俊仁君） 日程第11 議案第55号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第55号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
暫時休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時24分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第12 議案第56号

○議長（附田俊仁君） 日程第12 議案第56号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第13 議案第57号

○議長(附田俊仁君) 日程第13 議案第57号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第14 議案第58号

○議長(附田俊仁君) 日程第14 議案第58号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第58号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第15 議案第59号

○議長(附田俊仁君) 日程第15 議案第59号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第59号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第16 議案第60号

○議長(附田俊仁君) 日程第16 議案第60号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第60号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第17 議案第61号

○議長(附田俊仁君) 日程第17 議案第61号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第61号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第18 議案第62号

○議長(附田俊仁君) 日程第18 議案第62号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第62号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第 19 議案第 63号

○議長（附田俊仁君） 日程第 19 議案第 63号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 63号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第 20 議案第 64号

○議長（附田俊仁君） 日程第 20 議案第 64号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 64号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第 21 議案第 65号

○議長（附田俊仁君） 日程第 21 議案第 65号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第22 議案第66号

○議長(附田俊仁君) 日程第22 議案第66号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第23 議案第67号

○議長(附田俊仁君) 日程第23 議案第67号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第67号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第24 議案第68号

○議長(附田俊仁君) 日程第24 議案第68号七戸町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第68号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第25 報告第18号

○議長(附田俊仁君) 日程第25 報告第18号令和4年度七戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第18号を終わります。

○日程第26 報告第19号

○議長(附田俊仁君) 日程第26 報告第19号令和4年度七戸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第19号を終わります。

○日程第27 報告第20号

○議長(附田俊仁君) 日程第27 報告第20号令和4年度七戸町公共水道事業特別会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

以上で、報告第20号を終わります。

○日程第28 陳情第3号

○議長(附田俊仁君) 日程第28 陳情第3号国に対し、適格請求書等保存方法(インボイス制度)の延期・見直しを求める陳情書を議題といたします。

審査を付託しておりました総務企画常任委員会の委員長より報告を求めます。三上委員長、演壇にてお願いいたします。

○総務企画常任委員長(三上正二君) 陳情審査報告をさせていただきます。

5月19日の議会運営委員会において、当委員会に付託されました陳情第3号「国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求める陳情書」の審査結果について報告します。

当委員会では、付託を受け、6月1日に委員会を開催し、その取扱いについて慎重な審議を行いました。

審査の結果、採択すべきものと決定しました。

以上、当委員会に付託となりました陳情の審査結果について、御報告申し上げましたが、当委員会の決定どおり、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、委員長の報告といたします。

○議長(附田俊仁君) 総務企画常任委員長の報告がありました審査の結果につきましては、皆様のお手元に配布している陳情審査報告書のとおり採択すべきものであります。

お諮りいたします。

委員長に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、本案について採決します。

陳情第3号については、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、陳情第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

○日程第29 発議第6号

○議長(附田俊仁君) 日程第29 発議第6号水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

11番瀬川左一君。

○11番(瀬川左一君) 水田活用の支払交付金の見直しについての意見書案ということで、国では令和4年度から水田活用支払交付金の戦略飼料作物、高収益作物、転換圃場の水田交付金、飼料用複数年契約の減額及び新規除外等、大きな見直しがなされます。

令和4年度の見直しに伴い、特に飼料作物については生産農家は生産費の見直しを余儀なくされ、採算の合わない借地については返還の動きが見直され、青森県南中山間地域の七戸町は、しばしば冷涼なヤマセの影響などで、ニンニク、ナガイモ、いろいろな高収益作物がありますので、その見直しについて、国のほうに要望するというので、自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出することにいたしますので、よろしく願いいたします。

ということで、よろしく願います。

○議長(附田俊仁君) これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑はありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、採決いたします。

本案の採決は、起立採決といたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(附田俊仁君) 着席ください。

起立多数です。

したがいまして、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

○日程第30 発議第7号

○議長（附田俊仁君） 日程第30 発議第7号庁舎移転建設の計画化について慎重審議を求める件を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

2番中野正章君。

○2番（中野正章君） 庁舎移転建設の計画化について慎重審議を求める件。

これは議会に対して行うものです。

提案理由。

物価高騰、資材高騰のあおりを受け、町民生活はますます厳しさを増しています。こういう中、かねてより懸案の庁舎移転建設の案件が、現実に計画化されようとしています。私たち議員の責務は様々な事柄を考慮し、この計画化の可否を慎重審議することです。特に町の財政状況、将来の財政シミュレーション等考慮し、将来にわたり町民の生活を守れるようにしなければいけません。しかしながら、3月の荒熊内地区開発事業対策特別委員会での説明では財政面での情報が不十分であり、その結果、十分な審議ができていないと感じます。こういうことでは私たちは将来にわたり町民の生活を守れるのか不安に感じます。そこで、荒熊内地区開発事業対策特別委員会において、より多くの情報（町の人口動態、財政状況、シミュレーション等）を提示してもらい、庁舎移転建設の計画化について慎重審議すべきと考え、提案するものです。

○議長（附田俊仁君） これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

13番議員。

○13番（三上正二君） 私も、この荒熊内地区の開発対策特別委員会の委員長になっておりますので、この財政状況のそれを教えてくれ、ここまではいいのです。だけれども、最後の庁舎移転建設の計画化について慎重審議という、さもさも、これはまだ待てよという意味合いにとられるのです。ちゃんとシミュレーション出してくれというのはいいのだけれども、その後のところは、何か思惑としては、そういうふうなニュアンスに私は感じ取れるのだけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） 私は、まさにそのとおりであります。

何を言いたいかといいますと、結局、我々が了承したことになると、その後は審議ではない。その後は、説明だけで、そうなる、もう我々が了承したことになると、もう我々はもうそれは審議ではありません。よって、私は審議をするために、まさにそこです。結局、一旦、この了承という形を延ばすというか、結局、審議はここで終わりにしない、この間のあれで終わりにしないで、まだ継続すべきだという意見であります。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） この件については、今までの会議で、今新しくなった議員の方々は分からないと思います。でも、今、提案者になって、今これ、名前ついている議員は全部そのいきさつを知っているはずです。新聞にも広報されました。まさに先ほども、今、体育館、要するにアリーナですね。その土地買う自体も、そういう将来の公共用地ということで、暗にそういう形で、先ほど、どの節だったか分かりませんが、町長もその点についてはそういう発言を言っています。それはまさしく、それを白紙撤回するという、そういう形だから困るのです。その財政のシミュレーションをやる、それはいいのです。丁寧に説明してくれ、ここまではいいのです。だけれども、その話は自分も一旦はそういうふうに認めていながら、議会の中では一事不再議というものがあるのです。一旦、決まったことをまた元に戻れないと、そういう形なので、そうすると、今まで議会でそういう形で、町長と話をしてきた、何なのこれ。逆にこれ、町長から、その日の議会でこれ聞いて、その辺のところは今までの経緯をちゃんと聞きたいですよ。意味が違う。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時52分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

14番。

○14番（田島政義君） 開会中に白紙撤回という言葉が出たので、もし、そうでない、今、2人が賛同者が、そうではないですよ、本人も今、白紙撤回というものでないのであれば、開会した中で、そこの部分だけは撤回して改めて、その慎重審議のところだけをしゃべればいいことで、その一旦言ったのは白紙撤回してもらってください。お願いします。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） そう言ったつもりはないのですけれども、言ったことになっているのなら白紙撤回をお願いします。また、白紙撤回、本当の前からの、そういうのは全然そういうつもりはないです。

○議長（附田俊仁君） 2番議員、まず、庁舎建設について、2番議員のほうから実際に白紙撤回という言葉が出ているのです。ですので、その言葉を撤回してくださいという、今要望です。

○2番（中野正章君） 撤回をお願いします。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 昔の七戸町には、旧七戸町です。土地開発公社というものがありました。それというものは、逆にこれから将来使えるだろうというための土地を購入する。これが、もろ刃の刃で開発のために町の財政も圧迫したことも事実です。でも、それは合併した後からなくしたのです。前にちょうど、盛田牧場のときに、あそこの100町

歩と言われる盛田牧場を売りになって、町長にこういう言い方したときがあったのです。今の町長。いや、せっかくの場所なんだもの、あれを買っておけば、これから町のためにやる、何をやってもいいのだよ。だけれども、そのときは、まさしくそのとおりだなと思ったのだけれども、町長は何と言ったと思う。土地開発公社が、あれば買えるけれども、そうではなくても、役場で土地を取得するとき、その目的なしに買えるものではないですよ。いいですか。その目的がなければ、買えるものではないですよ。とすれば、今の畜協跡地に、アリーナを建てるときには、当然、町長にしても、体育館も耐用年数もあるし、体育館を建てて、その後に新庁舎建設、こういう計画があるから買えたのですよ。これから何かに使えるから買おうということではできないのです。そうでしょう。これ、町長から聞いてください。私は聞きました。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） まさしく町は不動産屋ではありませんので、とりあえず買っておこうかということではできない。きちんと、それ相応のやはり大きい目的というものがなければ買うことができない。

今までの議論で、全く基本的な構想で、どこに、いわゆる、その構想の中で、どんな姿でどんな大きさでと、そういったものはまだ一切、これから意見をいただいて決めていくことになるのですよ。基本構想。だから、今決めれば、それでもう全てということではない。その次は、基本的な計画だ、あるいはまた実施計画だと、順番にやっていくと。その間に財政的な見通し、シミュレーションですね。あるいはまた、財源は何にするのかとか、順次、皆さんにお示しをして、それについて議論していただいて、最後は成案というか、いわゆる発注という、いわゆる設計を作るという段階で、まだまだ段階がいっぱいあります。

ですから、今の基本的な構想の段階でいい悪いではなくて、悪かったらこの部分はどうかとか、そういった意見を実はいただいて、それを基にして次のステップに進んでいくと。ちなみに、高校生のそういったワークショップも行いまして、いろいろな意見は今のところいただいています。それから、町民に対する説明会も今後近いうちに予定はしております。それで順番に進めていくことにします。

ちなみに、ここは、令和15年までです。しからば、本庁舎になるの、七戸庁舎があるではないと。これが土砂災害警戒区域であそこはそういうものは置くわけにはいかない。だから、必ずどこかに、プレハブでも建てますか。そうはいかないでしょう。ですから、必ずどこかに。たった10年しかないのです。構想だ何だ、段階踏んで、設計を組んで、そして建築という、もうそんなに十分な時間というものはないわけで、ですから、今のところ、構想の段階で皆さんから意見をいろいろいただいているという状況です。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） この荒熊内地区開発事業対策特別委員会、この名称変更を検討していただきたい。名称変更。これ、どっちが理事者がやるのか議会がやるのか。というの

は、荒熊内地区でいいのかな。荒熊内地区公共施設建設整備特別委員会。こういう文言にしたほうが、これからいろいろな施設が張りつくわけですね。184ある中で、どこが何が来るのか。全て網羅できるような形で改めて、そういう形で、認識一つにして検討すればよく分かりやすいのではないのかなと、急に唐突で申し訳ありませんが、以上です。検討をしていただきたい。

○議長（附田俊仁君） 今、8番議員の意見なのですが、当初、荒熊内地区開発事業対策特別委員会が、あそこの駅前全体の都市計画からも含めた形での特別委員会、これから重要施設が張りついていくでしょうという話がございます、何年前でしたっけ。4年前ぐらいに特別委員会を立ち上げたという経緯があります。今後、議会の中でその改称とか、公共施設の新たな特別委員会を立ち上げるのであれば、それはまたそれで発議を願って、皆さんに検討いただくということによろしいかと思うのですが、よろしいですか。

それではそれでしたが、発議第7号について、ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑はありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、採決します。

本案の採決は、起立採決といたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（附田俊仁君） お座りください。

起立多数です。

したがいまして、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

○日程第31 発議第8号

○議長（附田俊仁君） 日程第31 発議第8号適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議がありませんので、本案について提出者の説明、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、本案について採決します。

発議第8号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、発議第8号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 0時13分

○議長(附田俊仁君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

○追加日程について

○議長(附田俊仁君) お諮りします。

追加議案1件が提出されましたので、本日、議会運営委員会において、追加日程で本日議題とすることに決定いたしました。が、議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時14分

再開 午後 0時15分

○議長(附田俊仁君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

○追加日程第1 議案第69号

○議長(附田俊仁君) ただ今の追加議案、議案第69号工事請負契約の締結について(旧七戸老人福祉センター解体工事)について、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小又 勉君) ただいま、提出いたしました全議案、原案どおり可決くださいます。誠にありがとうございます。

また、議員各位には、お疲れのところ大変恐縮ではありますが、追加議案がございますので、概要について御説明いたします。

議案第69号工事請負契約の締結については、旧七戸老人福祉センター解体工事の条件付一般競争入札を令和5年5月30日に実施したところ、田中土木株式会社に落札となったことから、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

以上、1議案について、追加提案させていただきますので、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(附田俊仁君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、議案審議に入ります。

追加日程第1 議案第69号工事請負契約の締結について(旧七戸老人福祉センター解体工事)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

○動議

○議長(附田俊仁君) 14番議員。

○14番(田島政義君) 実は去年12月の定例会で議員削減を發議し、それで皆さんの御意見は選挙が近いから、選挙が終わってからということで大体の議員はみんな納得していましたが、ここでまた、お願いで、賛同者も2名ほどおりまして、それで今日発言をさせていただいております。

できれば、議会改革委員会にそのまま私の發議した文書をそのまま出して、そのまま改革委員会でいろいろと協議していただければと思いますので、よろしく配慮お願いいたします。

○議長(附田俊仁君) ただいま、田島政義君から議員定数削減の案件として議会改革特別委員会へ付託することについての動議が提出されました。

田島政義君のほうから発言がありました動議の賛成者は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(附田俊仁君) 御着席ください。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立いたしました。

ただいま成立いたしました動議、議員定数削減を案件として、議会改革特別委員会へ付託することについてをただちに議題とします。

お諮りします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

13番議員。

○13番(三上正二君) 前回のときに、12月のときに採決しているよね。動議出したのはいいのだよ。とすれば、次のときで、特別委員会でやって、いいか悪いか検討して採決したのです。でも、まだその後にもまた出して、まだやるの。何回やればいいのか。例

えば、今、新しい議員が入ってきたら、これ、検討しましょうよと。そのときにやっ
ていなければいいけど。採決したでしょう。それは、ただし理由としては、前の
ときに、新しい議員が入る前のときだから、新たについていう。でも、採決は
一旦しているので、それをよしとして、また次のときに、議会特別委員会で採
択する。でも、そうすれば、そのときにまた、動議があって、もう1回やっ
てとなるのか。前に採決した。13対3だった。だけれども、検討するのはいい。
だけれども、その部分を明確にしないと、一旦消したものをそれこそ、次代
わったら、また次って毎回やるのかということ。そのところを確認したい。

○議長（附田俊仁君） 今、13番議員から提言がございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時21分

再開 午後 0時26分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

13番議員。

○13番（三上正二君） 今、休憩中の話に、議事録もない。全てものはない、ない
尽くし。ということは、公的な書類については、何も会議すら行っていないこと
になるわけだ。そういうことでしょうか。議事録もないのでしょうか。そうでは
なくて、前のときの。やったときには、非公式で特別委員会で議事録、残って
るのかな。残ってる。だけれども、これ、今、8番議員の言った、何も決めて
いたことがない。公式には何も残っていないというのだ。とすれば、議事録に
載っていたとすれば、前段のときに、あれ、どの段階で採決したか。採決した
ものが、それちゃんと議事録に載っているのかな。載っている。はい、分か
りました。

○議長（附田俊仁君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 休憩してください。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時27分

再開 午後 0時30分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

ほかに、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、本動議は可決されました。

○閉会宣告

○議長（附田俊仁君） 以上で、今期定例会に付議された事件は、全て議了
しました。

これをもって、令和5年第2回七戸町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 0時31分

以上の会議録は、事務局長澤山晶男の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和5年6月6日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員